

子育てに関する電子申請手続について

保健福祉部

マイナンバーカードを活用し、国が運営するオンラインサービスであるマイナポータルにおいて、平成29年7月から子育てに関する行政手続の検索や電子申請が可能となる子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の運用が開始された。

本市においても、このサービスによる電子申請の受付を開始し、利用者が市役所に出向くことなく（一部の事務除く。）様々な申請や届出をオンライン上で行うことにより、子育て世帯の負担軽減とサービスの向上を図ろうとするものである。

1 電子申請の事務（予定）

事務	手続
児童手当	認定の請求等
	現況届
保育の利用	支給認定申請及び入園申込
	保育の継続申請
児童扶養手当	現況届の事前送信

2 電子申請の受付開始時期

平成31年2月1日

3 利用方法

電子申請を始めるに当たり必要なもの

- (1) マイナンバーカード
- (2) パソコン及びICカードリーダーライター又はマイナンバーカード読み取りに対応したAndroid端末

ア パソコンの場合

マイナンバーカードを読み取り可能なICカードリーダーライターにマイナンバーカードをセットし、パソコンからマイナポータルにアクセスする。

イ スマートフォンの場合

マイナンバーカード読み取りに対応したAndroid端末にアプリケーション「マイナポータル AP」をインストールし、アプリケーションからマイナポータルにアクセスする。